

# 一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構(JCR)

## 認定プロバイダー申請要件

本要件は、一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構（以下「当法人」という）が実施する認定登録制度において、登録者の継続的専門能力開発（CPD）に資する講義・研修等を提供する団体（以下「認定プロバイダー」という）の適格性および承認手続を定めるものである。

### 第1章 総則

（目的）

#### 第1条

本要件は、当法人が登録者に提供される教育活動の質を確保し、専門能力向上および安全性の確保を図るため、認定プロバイダーの申請基準、審査方法、遵守事項その他必要な事項を定める。

（定義）

#### 第2条

本要件における用語の定義は次のとおりとする。

1. 認定プロバイダー：当法人が審査のうえ承認し、認定登録制度における選択科目単位を付与できる団体。
2. 教育活動：講義、研修、実技指導、学術活動その他当法人が認める教育的行為。
3. 認定プロバイダーリスト：当法人が承認した認定プロバイダーを掲載する一覧。

### 第2章 申請資格

（申請主体）

#### 第3条

認定プロバイダーとして申請できる主体は、次のいずれかに該当する団体とする。

1. 大学、短期大学、専門学校その他の教育機関
2. 一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人
3. 医療・ヘルスケア関連団体
4. カイロプラクティック教育関連団体
5. 前各号に準ずる団体で、当法人が教育内容の適格性を認めたもの

（講師の資格）

#### 第4条

申請団体が提供する講義等を担当する講師は、次の基準を満たすものとする。

1. カイロプラクティック学、臨床医学、基礎医学、健康科学等の専門知識を有すること
2. 大学教育、専門教育、臨床経験、研究業績等のうちいずれかの実績を有すること

3. 宗教的・政治的活動または営利目的の勧誘を行わないこと
4. 当法人が必要と認めた場合、資格・経歴等の確認に応じること

### 第3章 教育基準

(教育内容の基準)

#### 第5条

認定プロバイダーが提供する教育課程は、次の基準を満たすものとする。

1. 科学的根拠に基づき、中立性・客観性を有すること
2. カイロプラクターの専門能力向上に寄与する内容であること
3. 認定登録制度に定める選択科目のいずれかに該当すること
4. 受講者の安全性に配慮した内容であること
5. 宗教活動、政治活動、マルチ商法その他不適切な勧誘を含まないこと
6. 過度な商業宣伝を目的としないこと（製品販売を主目的とする講義は禁止する）

(受講基準)

#### 第6条

認定プロバイダーが提供する教育課程のうち、カイロプラクティックの実技（テクニック）指導を行う場合における受講基準は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

1. 当法人の登録者、又は世界保健機関（WHO）が定めるカイロプラクティック教育基準に基づく教育課程を履修した者であること。
2. 前号の規定は、カイロプラクティックの実技指導を主たる目的としない啓発活動、教養講座その他体験的情報の提供を目的とする講座については適用しない。

(運営体制)

#### 第7条

申請団体は、次の運営体制を整備していなければならない。

1. 出欠管理および修了判定を適切に行う体制
2. 教育内容を説明できる責任者の配置
3. 講義資料・教材の適切な保存および提供体制
4. 受講証明書を発行できる体制（電子発行を含む）
5. 受講者からの問い合わせ・苦情対応窓口の設置
6. 教育活動に関する責任は申請団体が負うものとし、当法人は直接の責任を負わない。ただし、当法人は必要に応じて調査および認定取消等の措置を行う。

### 第4章 申請手続

(申請書類)

#### 第8条

認定プロバイダーの申請者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 認定プロバイダー申請書（所定様式）
2. 団体概要（設立年、法人種別、所在地、代表者等）

3. 講義内容・目的・対象者・時間数の詳細
4. 講師の履歴・経歴
5. 年間教育計画または実施予定
6. 受講管理方法の説明
7. 過去の教育実績（ある場合）
8. 利益相反（COI）に関する申告書

（審査）

#### 第9条

1. 認定プロバイダーの審査は、当法人理事会が行う。
2. 必要に応じ、追加資料の提出を求めることができる。
3. 深刻な COI 状態があり、説明責任が果たせない場合、認定を行わないことがある。

（認定期間）

第10条 認定の有効期間は3年間とし、更新は当法人が実施する更新審査により行う。

（費用）

第11条 審査料は無料とし、認定料は3年間で3万円とする。

## 第5章 遵守事項

（遵守義務）

#### 第12条

認定プロバイダーは、次の事項を遵守しなければならない。

1. 当法人の理念および認定登録制度の目的に反しないこと
2. 虚偽の情報に基づく教育活動を行わないこと
3. 認定単位の不正取得を助長しないこと
4. 受講証明書を適正に発行すること
5. 教育内容または講師に変更が生じた場合、事前に当法人へ報告すること

## 第6章 取消および停止

（認定取消）

#### 第13条

当法人は、認定プロバイダーが次のいずれかに該当すると認めた場合、認定を取り消すことができる。

1. 教育内容に重大な不備または虚偽があるとき
2. 受講証明書の不正発行が行われたとき
3. 宗教・政治活動、過度な営利活動が認められたとき
4. 当法人の信用を著しく損なう行為があったとき
5. 社会的信用を失墜させる行為が確認されたとき

## 第7章 附則

(改定)

第14条 本要件の改定は、当法人理事会の議決を経て行う。

(施行期日)

本要件は 2026年3月11日から施行する。